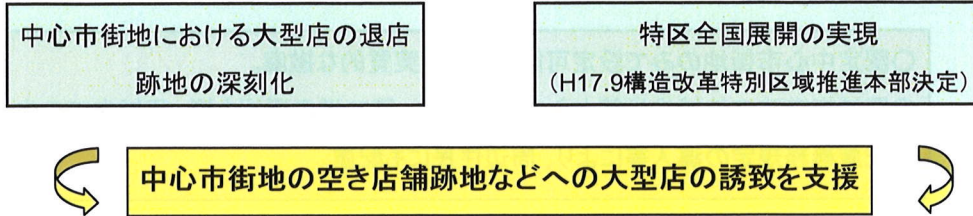


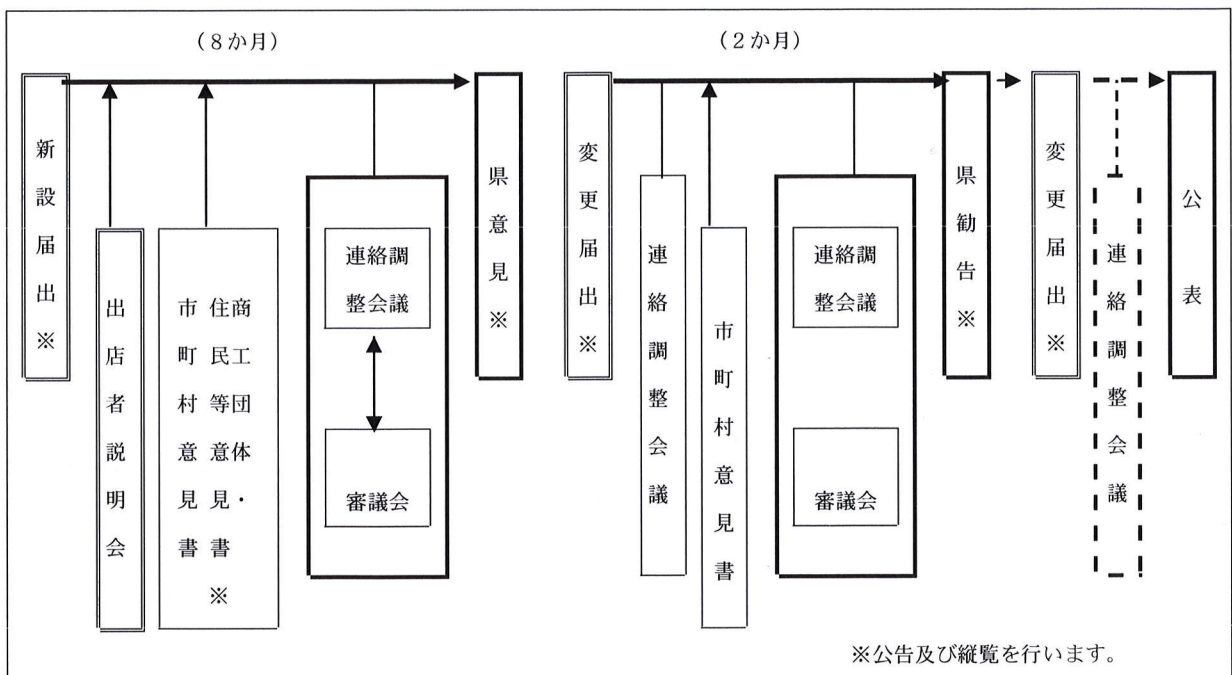
大規模小売店舗立地法の特例措置について

茨城県商工労働部中小企業課

1 特例措置制度創設の経緯



2 現行の大規模小売店舗立地法における手続き(茨城県)



○手続きの主な流れ

(1) 届出

大型店設置者は、出店に当たり、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(指針)に基づいて交通量や騒音等の予測調査を行った上で、周辺地域の生活環境の悪化を防止する観点からの措置を十分検討し、具体的対策を示した「届出書」を県へ提出する必要がある。

(2) 県の対応

届出を受理した県は、法定期限内に、市町村及び商工団体、住民等の意見に配慮し、「指針」を勘案しつつ、大型店設置者が講じようとする措置の妥当性を判断し、必要に応じて、大型店設置者に対して「意見」及び「勧告」を行う。

3 特例措置制度の概要

第一種特例区域

- 認定中心市街地のみで設定可能，規制の実質的な撤廃。
- 区域指定時の地域住民等からの意見聴取、第二種の選択も可、区域内での生活環境への配慮義務規定の導入等により、周辺住民にも配慮。

特例措置（大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の適用除外）の内容

- 法第5条，第6条第1項から第4項まで及び附則第5条の（新設又は変更の届出）
- 法第7条から第10条まで（説明会の開催，住民等の意見聴取，都道府県等の意見表明手続等）
- 法第11条第3項（承継の届出）
- 法第14条（報告徴収）

※第一種特例区域内においては，大規模小売店舗を設置する者に求められる周辺地域生活環境への配慮が努力義務規定となります。

第二種特例区域

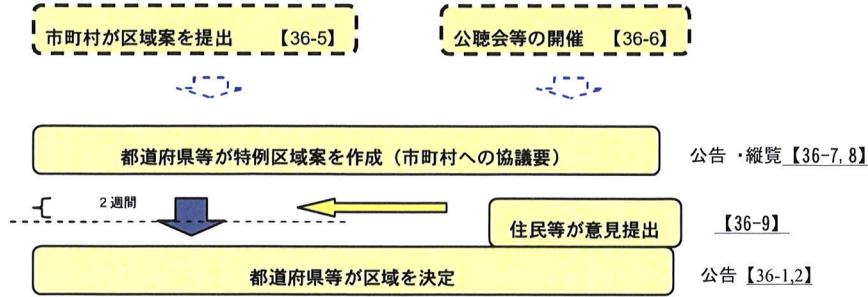
- 全国の中心市街地で設定可能。
- 現行特例措置と同様に、8ヶ月の新設制限、添付書類等の簡素化等出店手続の大幅な簡素化を実現。

特例措置（立地法の適用除外）の内容

- 法第5条第4項，第6条第4項（新設又は変更の実施の制限（8ヶ月制限））
- 法第8条，第9条まで（住民等の意見聴取，都道府県等の意見表明手続等）
- 法施行規則第4条第1項第4号から第12号（交通，騒音等の配慮事項に関する書類）

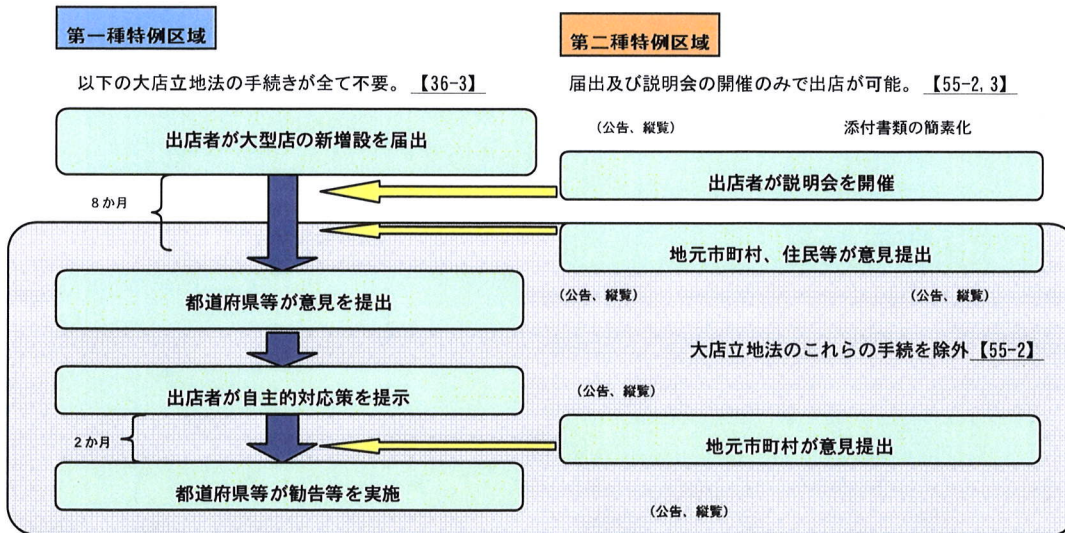
4 特例区域設定の手続

- (1) 特例区域の指定(概要) 【36-2~9, 37-1, 55-4】 ※【】内の数字は改正中活法の条数



* 第一種・第二種特例区域の指定・変更・廃止の手続とも同じ。(第一種特例区域については、国が中活基本計画を認定した場合に設定可能)

- (2) 区域指定後の大店立地法の手続(概要) 公告日以後以下の特例が適用。



問い合わせ先

茨城県商工労働部中小企業課

電話 029-301-3559